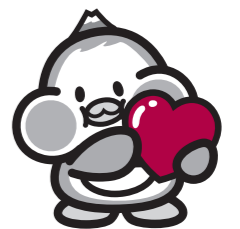


国民健康保険

にかほ市の現状と制度改正について

平成28年度も残りわずかです。にかほ市国民健康保険の会計においても、昨年12月までの医療機関受診分の支払い手続きを進めています。ここでは、今年度の医療受診の傾向と平成30年度からの国民健康保険の制度改正について見ていきましょう。



今年度みなさんの健康はどうでしたか？

問合先 市民福祉部 市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

にかほ市の現状

加入者の推移

市内人口の減少に伴って、国保加入者も年々減少しています。平成28年3月末における加入者は6,671人で、加入世帯は3,935世帯でした。12月末では6,490人、世帯は3,901世帯で、181人、34世帯の減少となっています。このうち65歳以上の前期高齢者の数は3,214人で、加入者の約50%に上ります。国保加入者の高齢化率は年々上がっています。

平成28年度医療費の支払い状況
今年度1月までに支払った医療費としてにかほ市国保が支払った額と、昨年度の同時期の比較は別表のとおりです。支払った金額は前年度に比べて減少していますが、一人当たりに換算してみると、逆に今年度の方が増加しているのが分かります。単に医療費額が下がったからと言って、受診者が減少した、医療費が安くなったと考えることはできないということが分かります。医療費の水準は依然として高い傾向が続いています。

別表：療養費と一人当たりの医療費比較（H28.4～H29.1支払分） 単位：円

	平成27年度	平成28年度	比較増減
療養給付費	1,454,216,401	1,399,417,887	▲54,798,514
療養費	9,691,054	9,368,441	▲322,613
高額療養費	204,090,396	208,359,810	4,269,414
合計	1,667,997,851	1,617,146,138	▲50,851,713
平均被保険者数（人）	6,878	6,597	▲281
一人当たり医療費（保険者分）	242,512	245,134	増 2,622

特定健診の受診について
今年度の特定健診の受診者数は集団・個別受診合わせて、12月末で1,858人、前年度から十数人増加してはいますが、ほぼ横ばいです。国保事業において、特定健診の受診率を上げることは、医療費適正化のためにも重要なことです。健診やドックを未受診で、医療機関にもかかったことがない方が、重症化してから受診することにより医療費が高額になってしまつては大変です。健康な方は健診によって、健康なことを確認し、また、もし病気があったとしても早期に発見することにより治療期間も短く、重症化を防ぐことにつながります。

毎年特定健診を実施していませんので、これまで受診したことがない方も、ぜひ次回から受けましょう。また、毎年受診されている方は今後も継続をお願いいたします。継続的に受診することで自分の体の状態を把握し、適切な医療受診、運動、生活改善を通して健康に過ごせる時間を延ばし生活の質を上げましょう。

国民健康保険の制度改正

平成30年度から国民健康保険の制度が改正されます。現在、国保事業は市町村ごとに運営されてきて、加入者の年齢が高く、医療費水準が高い・低所得者が多い・小規模保険者が多いなどの構造的な問題があります。そのため、30年度からは都道府県が財政運営の主体となつて中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

加入や喪失の手続き、保健事業、保険料の税率決定や賦課・徴収などは今まで通り市町村が行いますので、皆さんが国保の保険証を提示して、医療機関を受診することについては今までと変わりません。ただ、今まで医療費の見込みや、受診傾向、所得の推移など市町村だけで見込んでいたものが、全県で考えていく必要があります。全県としての医療費の見込みや補助金の推計を県が行い、これを基にして市町村ごとに県に納付する額が決定されます。保険給付費はその納付金で支払われることとなります。納付金算定にあたっては、医療水準（医療費が高いか・低いか）、所得水準（加入

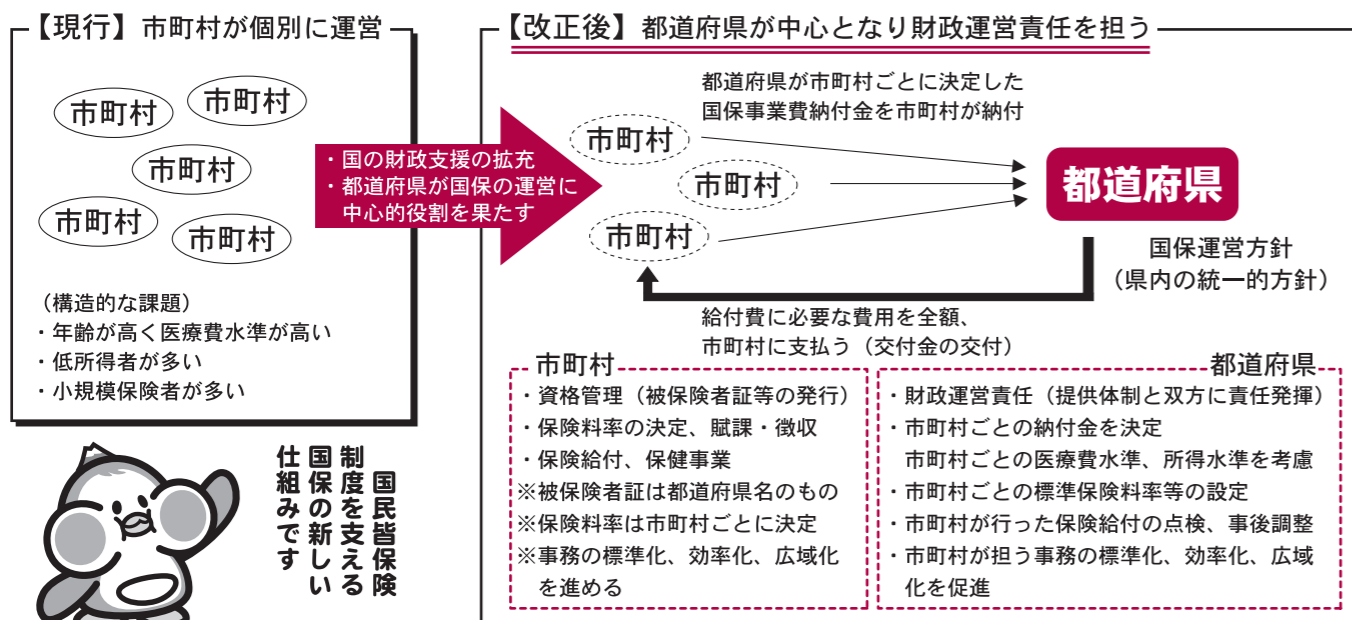
者の所得水準が県内で高いか・低い（か）を考慮して決定されることとなります。27年度の事業会計におけるにかほ市の状況は、一人当たり医療費が387,096円で、県内で多い方から数えて12番目です。所得では大潟村に次いで2番目に高くなつていきます。今後の納付金算定にあつては、県内における各水準による影響がどう反映されるか注視している状況で、県と市町村で協議を続けています。

にかほ市の国保事業会計は、22年度から26年度まで40,000千円から1億15,000千円の赤字が続き、赤字の累計は3億68,600千円となつていきます。税率の見直しは行わずに前年度からの繰越金や基金積立金を取り崩しながら運営しています。27年度末における繰越金と基金を合わせた保有額は1億74,000千円で県内19位と年々順位を下げています。今後、制度改正や28年度収支状況を極めながら国保制度を維持していくために、適正な保険税を考えていく必要があります。

■平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は国保の運営方針を決め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

■市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う



国民皆保険
制度を支える
国保の新しい
仕組みです